

# 令和6・7年度宇都宮市悠久の丘PFI事業に係る事後評価 及び次期事業手法の検討業務プロポーザル実施要領

## 1 業務の名称

令和6・7年度宇都宮市悠久の丘PFI事業に係る事後評価及び次期事業手法の検討業務

## 2 業務の概要

宇都宮市は、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づき、「宇都宮市悠久の丘PFI事業」（以下「本事業」という。）を平成19年7月の契約締結から令和11年3月31日までの期間で行っているところである。

PFI事業契約に基づき、宇都宮郷の森斎場株式会社（以下、SPCという。）が施設の整備、運営、維持管理業務を実施している。また、施設の運営・維持管理にあたっては、SPCを指定管理者として指定している。

本業務の概要は、本事業についての事後評価を行うとともに、評価結果を踏まえ、次期事業及びそれ以降の実施手法について比較検討し、望ましい事業方式及び事業期間について提案するものである。

## 3 プロポーザルの内容

### （1）件名

令和6・7年度宇都宮市悠久の丘PFI事業に係る事後評価及び次期事業手法の検討業務

### （2）業務内容

詳細については、仕様書のとおりとする。

### （3）選定方法

地方自治法施行令第176条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して提案内容の評価を行い、随意契約の候補者を選定する。

### （4）公募方法

- ・ 宇都宮市ホームページに実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。  
(<http://www.city.utsunomiya.lg.jp/>)
- ・ また、宇都宮市市民まちづくり部生活安心課（市役所2階）においても実施要領等を配付する。

### （5）契約期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

### （6）予算限度額

20,790,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

令和6年度 10,120,000円

令和7年度 10,670,000円

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として、業務履行に要する経費として示すものである。

※ 消費税は、10%で算出すること。

※ この金額を超えた提案書は『失格』とし、内容評価は行わない。

#### (7) 本件プロポーザルに係るスケジュール

項目	日時	備考
公募の開始	令和6年4月18日(木)	宇都宮市ホームページに掲載
参加申請関係書類の提出期限	令和6年4月26日(金) 正午まで	
質問受付	公募開始日～ 令和6年5月7日(火) 正午まで	電子メールにより提出
質問の回答	令和6年5月13日(月)	電子メールにより回答
提案書・見積書の提出	令和6年5月21日(火) 正午まで	窓口持参又は郵送で提出
プレゼンテーション	令和6年6月5日(水)	・提案書に基づき説明すること ・担当予定者は出席すること ・詳細な時間は後日連絡する
審査結果の通知	令和6年6月下旬以降	

※スケジュールは、変更する場合がある。

#### 4 プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

##### (1) 名称

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課 (生活安心グループ)

##### (2) 所在地、連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL: 028(632)2866 FAX: 028(632)6600

E-mail: u1815@city.utsunomiya.tochigi.jp

#### 5 プロポーザル手続等において使用する言語、通貨及び単位

##### (1) 言語

日本語

##### (2) 通貨

日本国通貨

##### (3) 単位

日本の標準時及び計量法(令和4年法律第51号)に定める単位

## 6 参加資格等

### (1) 参加資格

本件プロポーザルに参加するものは、公告日から受託候補者決定の日までの間において以下の条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本市の令和3年度～令和6年度入札参加有者資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「調査・分析等業務」に登録されている者または令和6年6月1日時点の名簿への登録が完了する見込みの者であること。なお、入札参加有資格者名簿への登録については、令和6年5月5日までに宇都宮市理財部契約課管理グループへ申請すること。
- ③ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止又は入札参加保留中ではないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

### (2) 参加申請関係書類の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり「参加申請関係書類」を提出しなければならない。

- ① 提出書類「参加申請関係書類」
  - ・ 参加申請書（様式1）
- ② 提出期限 令和6年4月26日（金）正午まで（郵送必着）
- ③ 提出場所 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課  
生活安心グループ（本庁舎2階）
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（書留に限る。）すること。

### (3) 資料の提供

「参加申請書」を提出した者のうち、希望する者には、以下の資料を参加申請書に記載された連絡先宛に、4月26日（金）までに電子メールにより送付する。

- ・ 資料  
竣工図抜粋（建物概要表、配置図、火葬棟及び式場棟の平面図・立面図）
- ・ 竣工図のうち、上記以外の資料については、契約後、契約者が希望した場合に貸与する。

## 7 質問及び回答

質問については、質問書（様式2）を使用のうえ提出すること。

## (1) 質問書の提出

- ①提出期限 令和6年5月7日(火)正午まで
- ②提出場所 宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課
- ③提出方法 電子メールにより提出すること。これ以外の方法による提出は認めない。  
E-mail : u1815@city.utsunomiya.tochigi.jp

## (2) 質問書の回答

- ・ 質問書に対する回答はすべての参加者(参加申請書に記載された連絡先)に対して、令和6年5月13日(月)までに電子メールにより回答する。
- ・ 質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

## 8 提案関係書類の提出

### (1) 提出書類「提案関係書類」

- ①提案書類を1冊に綴じた提案書と概要版(紙媒体)・・・15部(うち1部は未製本)
- ②見積書(税抜き)  
業務履行に要する費用を見積もり、年度ごとの積算内訳を明らかにした上で提案書とともに綴じること。なお、未製本の1部に限り押印すること。
- ③提案関係書類一式の電子データ(CD-R又はDVD-R)・・・1部  
(Microsoft Office Word 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること)
- ④会社概要・・・1部

### (2) 提出期限

令和6年5月21日(火)正午まで(郵送必着)

### (3) 提出場所

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課 生活安心グループ(本庁舎2階)

### (4) 提出方法

- ・ 提案は1案とし、提出書類は持参又は郵送(書留に限る。)すること。それ以外の方法での提出は認めない。
- ・ 要求した内容以外の書類等は受理しないほか、提案関係書類の内容に不明点等がある場合は、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

### (5) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

### (6) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

### (7) 提案辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届を書面により提出すること。

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

### (8) その他

- ①「提案関係書類」の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。ただし、本市が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

#### ②提案関係書類の公開

提案関係書類は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となることから、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある技術情報や、その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

#### ③提案関係書類の表現方法

提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易く、解り易いものとする。

#### ④秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 9 提案書作成要領

以下に示す提案書の構成に従い作成すること。

- ・ 提案書は、表紙、目次、本編で構成すること。
- ・ 提案書は原則として、A4判（必要に応じ、A3使用可）で作成すること。

### (1) 表紙

表紙は、題名に「令和6・7年度宇都宮市悠久の丘PFI事業に係る事後評価及び次期事業手法の検討業務提案書」と記述し、提出日、提案者名を記載すること。

### (2) 目次

目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。

### (3) 本編

本編は、以下の記載項目一覧の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。

## 提案書(本編)の記載項目一覧

目次番号	記載項目	記載内容
1	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の名称, 代表者名, 従業員数, 組織図, 事業概要</li> <li>・配置予定の主任技術者・担当技術者の経歴</li> <li>・市内業者へ一部再委託する場合は, 業務の内容及び委託金額を記載すること。</li> <li>・市内居住者を雇用する場合, 人数及び金額等を記載すること。</li> </ul>
2	事業実績	主に自治体や公共団体等での同種又は類似業務に関する実績概要を記載すること。(事業概要・事業報告書等事業成果のわかるもの)
3	実施方針	業務の実施方針, 実施手法, 留意点, 業務スケジュール等
4	仕様書に関する提案	
(1)	事後評価業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後評価に必要な情報の整理をどのように行うか, 考え方を示すこと。</li> <li>・事業効果, 課題, 改善点等の把握及びPFI手法を導入した当初決定にかかる妥当性の検証をどのように行うか, 考え方や手法を示すこと。</li> <li>・次期事業のあり方検討及び次期事業の公募条件等を検討する上での課題点・改善点等の整理をどのように行うか, 考え方を示すこと。</li> <li>・「PFI事業における事後評価等マニュアル(令和3年4月, 内閣府民間資金等活用事業推進室)」の事後評価様式例を参考に, 本市斎場事業の特性を考慮した評価項目を用いた評価様式に基づく報告書作成をどのように行うか, 考え方を示すこと。</li> </ul>
(2)	次期事業手法の検討及びPFI導入可能性調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市事例等の調査・整理及び民間事業者の参入可能性調査をどのように行うか, 調査項目や手法を示すこと。</li> <li>・次期事業の運営手法検討をどのように行うか, 考え方や手法を示すとともに, 仕様書に記載された運営手法以外に望ましいと現時点で考える運営手法とその理由(他にないと考える場合はその理由)について示すこと。</li> <li>・リスク分担の検討をどのように行うか, リスクの抽出, 分析, 整理にあたっての考え方を示すこと。</li> <li>・定量評価, 定性評価及び総合評価をどのように行うか, 考え方や手法を示すこと。</li> <li>・事業者選定等のスケジュール作成をどのように行うか, 具体的かつ実現可能なスケジュール作成にあたっての考え方を示すこと。</li> </ul>
(3)	SPCとの協議及び情報収集支援	SPCとの協議及び情報収集支援をどのように行うか, 考え方を示すこと。

※ 提案書は専門的な知識を有しない者でも理解できるよう, 分かりやすく, 具体的に記載すること。

※ 仕様書に記載している内容は, 特に断りがない場合は, 実現必須要件である。

### 10 提案内容の評価項目

提案書の評価については, 以下の項目に基づき総合的に行う。

- ① 業務体制
- ② 事業実績
- ③ 実施方針
- ④ 企画提案内容
- ⑤ スケジュール

- ⑥ プレゼンテーション
- ⑦ 見積価格
- ⑧ 地域経済への貢献度

## 11 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せ、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行ったうえで最優先順位者及び次点の者を選定する。

### (1) 提案のプレゼンテーション

ア 日 時	令和6年6月5日(水)で本市が指定する時間(別途連絡)
イ 場 所	本市が指定する場所(別途連絡)
ウ 説明時間等	説明20分、その後、質疑応答10分程度
エ 説明資料等	提出した提案書の紙媒体の資料をもとに説明し、パソコンを使用する場合は、Microsoft Office Word, Excel 又は PowerPoint で作成した電子データ(提出した提案書と同じ内容のもの)と HDMI ケーブルで接続できるノートパソコン等を持ち込み、本市が用意したモニターに接続し投影すること。

### (2) 提案者の失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 予算限度額を超えた見積書を提出した者
- ② 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ③ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ④ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ⑤ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑥ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

### (3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して令和6年6月25日(火)以降、書面により通知する。
- ・ 次点として選定された者及び選定されなかった者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(閉庁日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面により申請するものとする。なお、回答は、後日、文書により行うものとする。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 12 契約

- ・ 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位のと随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。